



＼ 農家民宿 始めてみませんか？ ／

新規開業セミナー

開催のお知らせ

参加
無料

栃木県では、農山村の魅力や資源を活かした「農泊」を進めています。

このセミナーでは、「農泊」の拠点である農家民宿の開業に必要な知識（関係法令、運営手法など）や、実際に取り組んでいる方の体験談を紹介します。

農業者以外の方も取り組むことができますので、農家民宿に興味のある方、人との交流が好きな方など、多くのご参加をお待ちしています。

第
1
回

6月24日（火）

13:30～15:30

事例発表

蜂巢 寛氏（大田原市 農家民泊 江里）



県南会場（下都賀庁舎 第2福利厚生棟2階会議室
：栃木市神田町6-6）

第
2
回

7月10日（木）

13:30～15:30

事例発表

同 上



県央会場（とちぎアグリプラザ 研修室A・B
：宇都宮市一の沢2-2-13）

第
3
回

11月6日（木）

10:00～12:00

事例発表

渡辺和美氏（塩谷町 農家民泊 結）

※午後に現地視察



県北会場（那須庁舎 501会議室
：大田原市本町2-2828-4）

セミナー内容

- ・開業に必要な手続、運営のポイントなどの講義
- ・農家民宿経営者の事例発表
- ・交流タイム

備 考

- ・お住まいの地域にかかわらず、ご都合のよい日時、会場にご参加ください。
- ・**県北会場**では、午後に農家民宿の視察を行います。
- ※他の会場に参加された方も参加できます。

お申し込み
方法

各回の1週間前までに、会場名、氏名、市町名、連絡先（電話番号・メールアドレス）、職業を以下のいずれかの方法でお伝えください。

・電話：028-616-8740

・Mail：6jika@tochigi-agri.or.jp

・FAX：028-648-9517

・2次元コードからの申し込み



主催

栃木県、とちぎ地域資源活用・地域連携サポートセンター

〔（公財）栃木県農業振興公社〕

お問い合わせ

電話028-616-8740 Mail：6jika@tochigi-agri.or.jp

農家民宿ってなに？

農家民宿とは人を泊めるだけの単なる民宿ではなく、「宿泊」と「農林漁業に関する体験」をセットで提供する施設を言います。

農林漁業体験を提供できれば、農業者でなくても農家民宿を開業することができます。また、農林漁業体験の提供を農家民宿を営む者自らではなく、他に委託することもできます。



開業には許可がいるの？

農家民宿を開業するためには、旅館業法の許可が必要です。最近「民泊」という制度もできましたが、こちらは住宅宿泊事業法の届出が必要で、人を自宅等に泊めて宿泊料を徴収するためには、これらの法律に基づく手続きを行わなければなりません。

改修するのにお金がかかりそう…

空いている部屋に親戚の人を泊めることをイメージしてください。農家民宿に宿泊しようとする人は、豪華な部屋は期待していません。古くても清潔で快適な空間が用意できれば十分です。



農家に泊まりに来る人なんているの？

大田原グリーン・ツーリズム協議会には180戸以上の農家民宿があり、インバウンドを含め年間1万人以上が宿泊しています。

農家民宿開業者の声

人とのふれあいが楽しい。

農産物の出荷の他に、副収入が得られる。

自分の住んでいるところに誇りを持つようになった。

当たり前と思っていた田舎の風景、田んぼの風景に感動してもらえる。

こちらが楽しんでやれば、相手も楽しんでくれる。



必要最小限の改修で開業でき、空いている部屋が有効に使える。

自炊できる設備があれば、素泊まりのお客さんは自分でやってくれる。

普段の手料理でも喜んでもらえる。

農家に泊まって、一緒に草取り、落ち葉掃き、納屋の掃除などの作業をしたり食事をするだけでも貴重な体験のようだ。